



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和4年6月第2回市長定例記者会見

- ・日時 令和4年6月10日(金)
午後1時
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 東日本電信電話(株)群馬支店から派遣されたDX推進アドバイザーの支援を受けDX推進を図りました(資料1)
- 2 物価高騰の影響を受ける市民の暮らしと
原油価格高騰などの影響を受ける市内事業者を支援します(資料2)
- 3 コロナ禍の影響を受け売上が減少した市内中小企業者の
事業継続及び回復を支援します(資料3)
- 4 市内小規模事業者のウィズコロナ・アフターコロナに向けた事業継続を
支援します(資料4)
- 5 令和4年度渋川市PR動画コンテストを実施します(資料5)

○次回開催予定

日時：令和4年6月17日(金)午後1時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
6月6日(月)	9:00	庁議	庁議室	秘書室
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
6月7日(火)	10:00	議会運営委員会	第1委員会室	議会事務局
	13:30	渋川測量設計協会への要望の回答	市長応接室	秘書室
6月8日(水)	14:30	第15回政策戦略会議	庁議室	秘書室
6月9日(木)	9:30 9:40 10:00 12:10	広域組合監査委員辞令交付式 議会運営委員会 6月市議会定例会:開会、議案上程 高橋蘭齋顕彰展開催セレモニー	市長応接室 第1委員会室 議場 市民ホール	広域組合 議会事務局 議会事務局 生涯学習課
6月10日(金)	10:00	6月市議会定例会:議案上程	議場	議会事務局
	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室
	16:00	広域組合7月補正予算説明	記者会見室	広域組合
	17:30	関東商工会議所連合会第65回総会懇親会	ホテル木暮	商工振興課
6月11日(土)	18:00 19:00	世界華人工商婦会企管協会日本分会との日台交流懇親会 石原西ほたるの里つくりの会ほたる観賞会	如心の里 ひびき野 石原西前堤下	観光課 環境森林課
6月12日(日)	9:00	渋川フラワーガイドの会アジサイ見学と写真撮影	小野池あじさい公園	市民協働推進課
6月13日(月)	9:20	コスモス保育園子どもたちの未来の森づくり事業(苗木の植樹のつどい)	コスモス保育園園舎西側	こども課
	10:00	6月市議会定例会:一般質問	議場	議会事務局

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
6月13日(月)	9:20	コスモス保育園子どもたちの未来の森づくり事業(苗木の植樹のつどい)	コスモス保育園園舎西側	こども課 議会事務局
	10:00	6月市議会定例会:一般質問	議場	
6月14日(火)	10:00	6月市議会定例会:一般質問	議場	議会事務局
6月15日(水)	10:00	6月市議会定例会:一般質問	議場	議会事務局
6月16日(木)	10:00	6月市議会定例会:総務市民常任委員会	第1委員会室	議会事務局
	13:00	しぶかわ創作こけし展開催セレモニー	第二庁舎あじさいホール	商工振興課
	18:30	渋川中央ライオンズクラブ新旧交代例会	ヘルシーパル赤城	商工振興課
6月17日(金)	13:00	市長定例記者会見	記者会見室	秘書室 まちづくり財団
	終了後	渋川市まちづくり財団理事長記者会見	記者会見室	
	18:30	渋川ライオンズクラブ第50代新旧交代例会	プレヴェール渋川	商工振興課
6月18日(土)				
	18:00	ランタン祭り in おのがみ	小野上公民館	小野上公民館
6月19日(日)	9:45	渋川市子ども会大会	子持社会体育館	生涯学習課
6月20日(月)	10:00	6月市議会定例会:予算常任委員会	大会議室	議会事務局
	13:30	第16回政策戦略会議	庁議室	秘書室

資料1

発表：総合政策部 部長 田中 良（デジタル行政推進課） 電話0279-25-8414 内線2400

東日本電信電話(株)群馬支店から派遣された DX推進アドバイザーの支援を受けDX推進を図りました

渋川市のDX推進に当たり、多分野連携協定を締結している東日本電信電話(株)群馬支店から派遣されたDX推進アドバイザーの支援を受けたことで、庁内におけるDXの認識共有・機運醸成等が図られました。

その結果、本市のDX推進における方向性を定めることができたことから、令和4年4月に、渋川市DX推進方針を策定しました。

1 概要

渋川市のDX推進に当たり、東日本電信電話(株)群馬支店から派遣されたDX推進アドバイザーの支援を受けたことで、庁内におけるDXの認識共有・機運醸成が図られました。

DXの認識共有・機運醸成は、国においても「DX推進の前提となるもの」としてあります。これにより、DX推進に向けた庁内業務の現状把握や課題抽出を行い、本市のDX推進における方向性を定めることができたことから、令和4年4月に渋川市DX推進方針を策定しました。

2 DX推進アドバイザー

東日本電信電話(株)群馬支店

企画総務部企画担当課長 白石 雄多（しらいし ゆうた）氏

3 支援を受けた期間 令和3年12月21日(火)～令和4年3月22日(火)

4 主な支援内容

(1) 職員向け説明会の開催及び運営

令和3年12月に幹部職員、令和4年3月に若手職員を対象に自治体DXの基礎知識などの習得を目的に実施

※若手職員については、ペーパーレス化についてグループワークを実施

(2) 市民サービスに関する業務課題等の調査支援

庁内業務の現状把握及び課題抽出を目的に、令和4年2月に14所属を対象としてヒアリングを実施

参考

渋川市DX推進方針の概要

1 趣 旨

本市におけるデジタル社会の実現に向けた基本的な考え方を示すもの

2 構 成

取り組み方針を示したビジョンと主な取り組みのスケジュールを示す工程表で構成

3 期 間 令和4年度から令和7年度まで

4 ビジョン ※4つの取り組み方針により構成

- 【取組方針1】行政手続のオンライン化の推進
- 【取組方針2】自治体情報システムの標準化・共通化への対応
- 【取組方針3】業務効率化・業務改善の推進
- 【取組方針4】DX推進に係る環境の整備

5 推進体制

(1) 推進本部の設置

渋川市DX推進方針を踏まえ、各種施策の決定や進行管理を行うため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、部長を委員として構成

(2) DX推進員の設置

デジタル技術を活用した業務効率化や市民サービスの向上を図るため、各所属の職員から1名を指名

6 今後の取り組み及びスケジュール

令和4年5月に第1回渋川市DX推進本部会議を開催し、施策化・事業化を目指して当面取り組む具体的なテーマを定めました。

今後は、このテーマに基づき、各種取り組みを推進します。

《テーマ》

- ①いつでも手続きができる市役所の実現
- ②書かない、待たないスムーズな市役所の実現
- ③いつでも問合せができる市役所の実現

〈今後のスケジュール〉

- ・令和4年7月～9月：テーマを基に、DX推進員からDXに関するアイデア等を募集し、アイデアの詳細についてミーティングを実施
- ・令和4年9月～10月：DX推進員からのアイデアを深掘りするため、意見交換会を開催
- ・令和4年10月～：第2回渋川市DX推進本部会議を開催し、施策化・事業化を検討

■問い合わせ先

総合政策部デジタル行政推進課(電話0279-25-8414)
課長 小林 悟 (内線2450)
改革推進係長 狩野 美奈子 (内線2443)

資料2

発表：産業観光部 部長 金井 裕昭（商工振興課）電話0279-22-2596 内線4899

物価高騰の影響を受ける市民の暮らしと 原油価格高騰などの影響を受ける市内事業者を支援します

物価高騰により大きな打撃を受けている市民の暮らしを応援し、原油価格高騰などの影響を受ける市内事業者を支援するため、市内の登録店舗で使用できる割引券「しぶかわ暮らし応援クーポン券」を市内全世帯に配布します。

1 概要

コロナ禍の長期化に伴う物価高騰により大きな打撃を受けている市民の暮らしを応援するとともに、市内商店等の利用機会を増進させ市内事業者を支援するため、会計時に店舗へ提出することで割引きを受けることができるクーポン券を市内全世帯に配布します。

2 クーポン券名称 しぶかわ暮らし応援クーポン券

3 配布対象者

令和4年8月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている全ての世帯及び世帯員。ただし、8月2日以降に転入した世帯、出生及び転入した市民についても、クーポン券の利用期限までに世帯主（または世帯員）からの申し出があれば、追加で配布します。

4 クーポン券が利用できる店舗等

市内に所在する店舗又は施設のうち、市内に本店又は本社を有する事業者が営む店舗又は施設（個人事業主の場合は市内に店舗を有する者が営む店舗又は施設）であって、市に登録した店舗等。

なお、群馬県が実施する「ストップコロナ！対策認定制度」の対象となる店舗等（小売・飲食サービス業等）については、当該認定を取得している店舗等に限る。

※令和2年度に実施した「しぶかわ元気券」、令和3年度に実施した「味彩クーポン券2021」、「モノ・コトクーポン券」取扱店舗等

例：飲食店、ホテル、旅館、食料品店、衣料品店、雑貨店、家電用品店、燃料品店、理容店、美容店、クリーニング店、自動車修理・販売店等

※「ストップコロナ！対策認定制度」の対象業種

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業（学校教育を除く）

5 クーポン券配布枚数

500円割引クーポン券を1世帯(世帯主)当たり10枚綴り1セット(5,000円分)に、2人目以降の世帯員1人につき4枚綴り1セット(2,000円分)を追加して配布します。

※例：単身世帯(世帯主のみ) = 10枚(5,000円)

4人世帯(世帯主+世帯員3人) = 10枚+12枚(3人×4枚)→22枚(11,000円)

6 配布時期 8月下旬に各世帯に郵送(特定記録郵便)します

7 利用方法

利用者は、登録店舗での1回あたりの会計金額が1,000円以上の場合に、1,000円ごとにクーポン券1枚を利用することが可能です。クーポン券を提出することによって、クーポン券1枚につき500円分の割引を受けることができます。

※利用例 会計金額が2,200円の場合、クーポン券2枚まで利用可能。

例① 1枚利用：2,200円(会計金額)－500円(1枚割引額)＝1,700円(支払額)

例② 2枚利用：2,200円(会計金額)－1,000円(2枚割引額)＝1,200円(支払額)

※会計金額におけるクーポン券の利用限度枚数

会計金額	クーポン券の利用限度枚数
0円～ 999円	クーポン券の利用不可
1,000円～1,999円	1枚まで
2,000円～2,999円	2枚まで
3,000円～3,999円	3枚まで
4,000円～4,999円	4枚まで
5,000円～5,999円	5枚まで
6,000円～	以降同様に、1,000円増額ごとに1枚ずつ追加で利用可

8 利用期間 令和4年9月1日(木)(予定)～令和4年11月30日(水)

9 予算額

2億4,918万3千円(令和4年度一般会計補正予算第2号で措置済み)

【内訳】

・交付金＝2億2,410万円

(5,000円×3万3,000世帯+2,000円×4万2,000世帯員)×換金率90%

・その他事務費等＝2,508万3千円

参考

これまでに渋川市が新型コロナ対策として発行したクーポン券の事業実績

1 こども応援券

- (1) 実施時期 令和2年5月下旬～9月末
- (2) 対象者 令和2年4月1日現在で本市に住民登録のある小中学生
- (3) 配布枚数 対象者1人につき1万円分(1,000円券×10枚)
- (4) 利用できる店舗 市内の登録店舗
- (5) 利用状況
 - ①配布数 5,141人(5万1,410枚)
 - ②利用数 5万369枚(98.0%)
 - ③利用金額 5,036万9,000円

2 ひとり親世帯への応援券

- (1) 実施時期 令和2年7月中旬
- (2) 対象者 令和2年6月分の児童扶養手当を受給する人
- (3) 配布枚数 対象世帯に「しぶかわ元気券」1セット(1万5,000円分)
- (4) 利用できる店舗
- (5) 配布枚数 482世帯(7,230枚・723万円)
※換金不要の商品券配布のため、利用状況は不明

3 味彩クーポン券

- (1) 実施時期 令和2年12月1日～令和3年10月31日
- (2) 対象者 令和2年10月1以降住民基本台帳に登録されている世帯
- (3) 配布枚数 1世帯につき6枚
- (4) 利用できる店舗 市に事前登録した飲食店(132件)
- (5) 利用枚数 147,478枚(7,373万9千円)
 - (5) 利用状況
 - ①配布数 19万6,086枚
 - ②利用数 14万7,478枚(75.2%)
 - ③利用金額 7,373万9千円

4 医療従事者向けのクーポン券

- (1) 実施時期 令和3年7月
- (2) 対象者 市内の保健医療機関に勤務する医療従事者等
- (3) 配布枚数 1人につき1万円分の「渋川市ふるさと感謝券」を贈呈
- (4) 利用できる店舗 市内の登録店舗
- (5) 利用状況
 - ①配布数 3,345人(3万3,450枚)
 - ②利用数 3万2,181枚(96.2%)
 - ③利用金額 3,218万1,000円

5 学生向けのクーポン券

- (1) 実施時期 令和3年8月～令和4年1月末
- (2) 対象者（配布枚数） 市内在住の高校生、大学生、専門学校生等
- (3) 配布枚数 1人につき1万円分の「渋川市ふるさと感謝券」を贈呈
- (4) 利用できる店舗 市内の登録店舗
- (5) 利用状況
 - ①配布数 2,285人（2万2,850枚）
 - ②利用数 2万2,321枚（97.7%）
 - ③利用金額 2,232万1,000円

6 味彩クーポン券2021（第2弾）

- (1) 実施時期 令和3年9月1日～令和3年12月31日
- (2) 対象者 令和3年7月1以降住民基本台帳に登録されている市民
- (3) 配布枚数 1人につき2枚 151,236枚
- (4) 利用できる店舗 市に事前登録した飲食店 134件
- (5) 利用状況
 - ①配布数 15万1,236枚
 - ②利用数 12万4,093枚（82.1%）
 - ③利用金額 6,204万7千円

7 モノ・コトクーポン券

- (1) 実施時期 令和3年12月20日～令和4年2月28日
- (2) 対象者 ①令和3年10月1以降住民基本台帳に登録されている市民
②令和3年12月1以降住民基本台帳に登録されている市民
- (3) 配布枚数 ①196,578枚 ②456,876枚 合計653,454枚
- (4) 利用できる店舗 市に事前登録した小売店、生活関連サービス業、その他サービス業 254件
- (5) 利用状況
 - ①配布数 65万3,454枚
 - ②利用数 52万1,609枚（79.8%）
 - ③利用金額 2億6,080万5千円

■問い合わせ先

産業観光部商工振興課（電話0279-22-2596）
課長 山田 量俊（内線4890）
新型コロナウイルス対策中小事業者経営
支援室長 山賀 真奈美（内線4895）

資料3

発表：産業観光部 部長 金井 裕昭（商工振興課）電話0279-22-2596 内線4899

コロナ禍の影響を受け売上が減少した市内中小企業者の事業継続及び回復を支援します

コロナ禍の長期化による影響を受けて、厳しい経営環境が継続している市内中小企業者の事業継続及び回復を支援するため、国が実施する「事業復活支援金」を受給した市内中小企業者に対して、給付額の10%の金額を助成します。

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う物価高騰により、厳しい経営環境が継続している市内中小企業者の事業継続及び回復を支援します。

国が実施する「事業復活支援金」を受給した市内中小企業者に対して、給付額の10%（千円未満切捨て）の金額を助成します（1事業者1回限り）。

助成金の使途は、人件費、家賃、光熱水費、運転資金、仕入れに係る費用、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用など、事業活動の継続又は立て直しに要する費用とします。

2 名称 渋川市売上減少事業者等経営支援助成金

3 助成対象者

- (1) 申請日時時点で、市内で営業している事業所等を置く中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること（本社が市外に所在する法人及び支店は除きます）
 - (2) 国が実施する「事業復活支援金」の給付決定を受けていること
 - (3) 助成金受領後も事業活動を継続する意欲があること
 - (4) 市税を滞納していないこと
- ※その他の要件もあります。

4 助成額 国の「事業復活支援金」の給付額の10%（千円未満切捨て）

5 申請期間 令和4年7月1日(金)～9月30日(金)

6 申請書類

- (1) 交付申請書
- (2) 法人にあつては直近の法人税申告書の写し
- (3) 個人事業主にあつては令和3年分の所得税確定申告書の写し又は住民税申告書の写しなど
- (4) 「事業復活支援金」の給付金額及び給付決定を受けていることが確認できる書類（給付決定通知書の写しなど）

7 申請方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、原則として郵送で受け付けます。

8 支給時期

交付申請書受理後、1週間程度で申請者指定の金融機関口座へ振り込みます。

9 周知の方法

市ホームページや「広報しぶかわ」への掲載、商工関係団体へのチラシ配布などにより周知します。

10 予算額 5,500万円（令和4年度一般会計補正予算第2号で措置済み）

【内訳】

・法人	売上減少率50%以上	150件×25万円＝3,750万円
	売上減少率30%以上50%未満	50件×15万円＝750万円
・個人事業主	売上減少率50%以上	170件×5万円＝850万円
	売上減少率30%以上50%未満	50件×3万円＝150万円
合計		420件 5,500万円

11 その他

国の「事業復活支援金」を受給した中小企業者を対象とする支援事業は、県内初の取り組みです。

■問い合わせ先

産業観光部商工振興課（電話0279-22-2596）

課長 山田 量俊（内線4890）

新型コロナウイルス対策中小事業者経営

支援室長 山賀 真奈美（内線4895）

中小法人・個人事業者のための 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間
2022年1月31日(月)～6月17日(金)
※申請期限を6月17日(金)まで延長しております。「申請IDの発行」は5月31日(火)までとなりますので、ご注意ください。また、申請前に必要な「登録確認機関」による事前確認の実施は6月14日(火)までとなります。

給付対象
①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。
① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
**② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
 2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
 50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**
※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金・補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じ、それに伴う協力金等を支給する場合は、「対象月」に時短要請等に応じた分に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額
中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。
給付額 基準期間^{※1}の売上高一対象月の売上高×5か月分
※1 2018年11月～2019年3月 / 2019年11月～2020年3月 / 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人		法人	
	年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社へのコロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
※個人消費の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれか新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

- 実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。
- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

ホームページ

事業復活支援金 検索

<https://jig/you-fukkatsu.go.jp/>

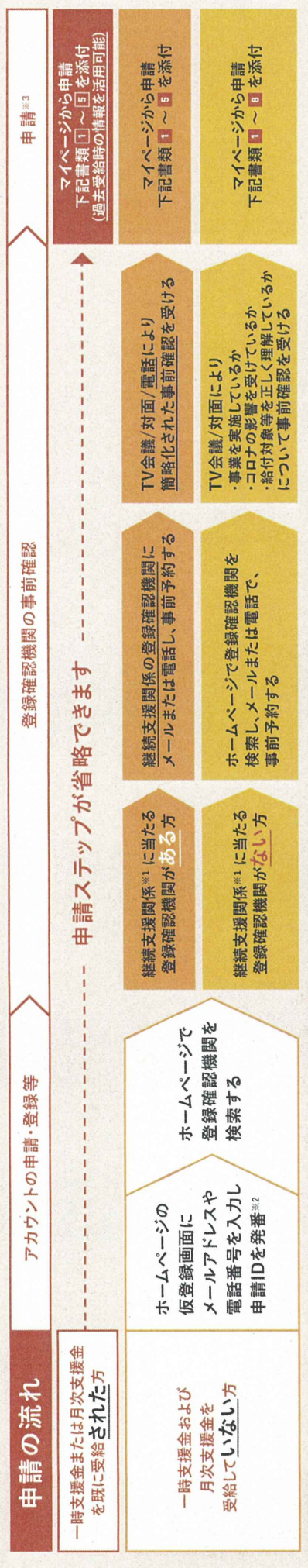
相談窓口

0120-789-140
(携帯電話からもつながります)

受付時間 8:30～19:00
(土・日・祭日含む)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページでも活用ください。

不正受給は犯罪です!



「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係にある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設けられた機関(商工会、商工会議所)の会員・組合員、②法律に基づき土壌(税理士、行政書士等)の顧問先、③金融機関の事業性融資資金先、④登録確認機関の反復継続した支援先。

※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した上で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。

※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

個人

法人

個人

運転免許証 + 住民票 + パスポート or 各種健康保険証

マイナンバーカード or 履歴事項全部証明書

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 收受日印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

個人

法人

個人

代表者または個人事業者等本人が自書した宣言・同意書

※e-Taxを通して申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

※基準期間が、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準期間を含む期間。

※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

+

3 対象月の売上台帳等

振込先の通帳 (通帳のオモ子面と通帳を開いた1・2ページ)

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。

※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳 (通帳のオモ子面と通帳を開いた1・2ページ)

※ホームページからダウンロードできます。

5 代表者または個人事業者等本人が自書した宣言・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

6 基準月の売上台帳等

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

※10については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出できない場合に限って、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

8 基準月の売上に係る通帳等 (取引が確認できるページ)

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合がございます。

資料4

発表：産業観光部 部長 金井 裕昭（商工振興課）電話0279-22-2596 内線4899

市内小規模事業者のウィズコロナ・アフターコロナに向けた事業継続を支援します

コロナ禍の長期化によって事業活動に影響を受ける中、ウィズコロナ・アフターコロナに伴う新しい生活様式に対応した事業活動の継続、強化に取り組む市内小規模事業者に対して、事業継続PRやサービス拡充・販路拡大設備導入などの費用を補助します。

1 概要

コロナ禍の長期化に伴う物価高騰により事業活動に影響を受ける中、ウィズコロナ・アフターコロナに伴う新しい生活様式に対応した事業活動の継続、強化に取り組む市内小規模事業者に対して、事業継続や集客を目的とした宣伝広告費等又は新しい生活様式に対応したサービスの拡充や販路拡大を目的とした設備導入費の一部を補助します。

2 名称 渋川市小規模事業者事業継続・強化支援補助金

3 補助対象者

(1) 申請日時時点で、市内で営業している事業所等を置く小規模事業者（本社が市外に所在する法人及び支店は除きます）

※小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に該当する事業者をいう。

(2) 補助金受領後も事業活動を継続する意欲があること

(3) 市税を滞納していないこと

(4) 個人事業主にあつては農業を主たる業種としていないこと（複数の事業を行っている場合は、申請月から過去1年間の売上の中で最も売上が多い業種をいう）

※その他の要件もあります。

4 補助要件

(1) 国、県、市等から同一内容の補助を受けていないこと

(2) 令和5年2月28日(火)までに事業を完了させ、実績報告をすることができること

(3) 補助対象物は補助対象事業のみに使用すること（事業所等と自宅が明確に区別できない場所へ設置するための設備導入費用は補助対象外となります）

5 補助対象経費及び補助額

(1) 事業継続PR型

ア 補助対象経費

①感染症対策、集客のため作成したパンフレット・チラシ・ポスターの作成費用、新聞折り込み費、タウン誌等への掲載料、広報しぶかわへの広告掲載等の広告宣伝費用

- ②新規ホームページの作成、市ホームページバナー掲載等のインターネットを活用した広告宣伝費用（既存のホームページの改修費用は対象外となります）
- ③集客を目的とした期間限定のクーポン券等の作成費用（クーポン券の有効期間が5年以下のもの）
- ④事業内容及び営業時間の変更や、インバウンド向けの外国語表記に係る看板のリニューアル費、のぼり旗・垂れ幕等の作成費用

イ 補助額

補助対象経費の3分の2（上限額20万円）

(2) サービス拡充・販路拡大設備導入支援型

ア 補助対象経費

- ①集客及び感染症対策を目的とした新たな設備導入のために必要な費用
- ②キャッシュレス化を図るための費用
- ③ECモールへの出店費用等インターネットを活用した販路拡大費用
- ④インバウンドに対応するための自動翻訳機の導入費用

イ 補助額

補助対象経費の3分の2（上限30万円）

- 6 申請期間 令和4年7月1日(金)～10月31日(月)
 ※実績報告書の提出期限は令和5年2月28日(火)まで

7 申請書類

- (1) 申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 法人にあっては直近の法人税申告書
- (4) 個人事業主にあっては令和3年分の所得税確定申告書の写し又は住民税申告書の写し
- (5) 費用の詳細が記載された見積書等
- (6) 申請日以前3カ月以内に発行された事業所等の全部事項証明書（建物）の写し
- (7) 設備導入予定箇所の図面
- (8) 事業所等の外観、内観及び設置予定箇所の写真

8 申請方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、原則として郵送で受け付けます。

9 支給時期

実績報告書受理後、1週間程度で申請者指定の金融機関口座へ振り込みます。

10 周知の方法

市ホームページや「広報しぶかわ」への掲載、商工関係団体へのチラシ配布などにより周知します。

- 11 予算額 3,200万円（令和4年度一般会計補正予算第2号で措置済み）

【内訳】

- ・事業継続PR型：2,000万円（100件×20万円）
- ・設備導入支援型：1,200万円（40件×30万円）

※先着順とし、予算に達し次第受付終了

参考

「渋川市小規模事業者事業継続PR支援補助金」(令和3年度実施事業)の実績

- (1) 実施時期 令和3年11月30日～令和4年3月31日
- (2) 対象者 市内で営業している小規模事業者
- (3) 補助額等
 - ・事業継続PR事業：補助対象経費の3分の2、上限20万円
 - ・ニューノーマル対応事業：補助対象経費の3分の2、上限30万円
 - ・割引サービス活用事業：一律3万円
- (4) 交付件数 108件
- (5) 交付額 1,420万8千円

■問い合わせ先

産業観光部商工振興課 (電話0279-22-2596)

課長 山田 量俊 (内線4890)

新型コロナウイルス対策中小事業者経営

支援室長 山賀 真奈美 (内線4895)

資料5

発表：市長戦略部 部長 伊勢 久美子（秘書室） 電話0279-22-2182 内線2410

令和4年度渋川市PR動画コンテストを実施します

交流人口や移住促進の拡大を図るとともに、市民等に本市の魅力を再発見する機会を創出し、郷土愛の醸成に結びつけることを目的として、市民等が作成したPR動画コンテストを開催します。入賞作品は、市公式YouTubeでの公開や市ホームページへの掲載など、本市のシティプロモーション用の動画として活用していきます。

1 概要

市の魅力を映像で発信するに当たり、市民等に本市の魅力を再発見してもらい、郷土愛の醸成に結びつけること及び交流人口の拡大や移住促進を目的として、市民等が撮影・編集した市のPR動画を本市のプロモーションに活用するため、コンテスト形式で作品を募集します。

※令和2年度以降、今回が3回目の開催となります

2 募集内容

- (1) 募集作品 渋川市の魅力が伝わる動画であればジャンルは問いません
(風景、イベント、観光資源等、幅広いテーマを募集します)
- (2) 応募資格 個人、団体、プロ・アマチュア問わず、誰でも応募可能とします
- (3) 募集期間 令和4年7月1日(金)～11月4日(金)(必着)
- (4) 作品規格 1作品当たり2分以内の映像作品とし、表現方法(実写、CG等)や撮影時期・場所は問いません
- (5) 賞 最優秀賞1点(賞金3万円)
優秀賞等4点(賞金2万円)
- (6) 申込方法 作品をCD-RまたはDVD媒体(Blu-rayは不可)に保存し、応募用紙を添付のうえ、郵送または持参で秘書室(〒377-8501・石原80)へ
※応募用紙は、市ホームページ(<https://www.city.shibukawa.lg.jp/shisei/kouhou/shibukawashiprdoga/p009646.html>)にあります

3 入賞作品の発表・活用

- (1) 入賞者及び作品は、令和5年1月以降に市ホームページで発表します
- (2) 入賞作品は、市公式YouTubeでの公開や市ホームページへの掲載など、本市のシティプロモーションに活用する予定です

- 4 その他 令和4年度は、写真コンテストも開催する予定です

参考

これまでに開催した動画コンテストの状況

■令和2年度（第1回）

応募総数＝39人・45作品（1人3作品まで応募可能）

受賞作品＝優秀賞5作品（最優秀賞の区分なし）

■令和3年度（第2回）

応募総数＝5人・5作品（1人1作品まで応募可能）

受賞作品＝最優秀賞1作品、優秀賞1作品

※前回までの受賞作品は、市ホームページ及びYouTubeの市公式アカウントで公開しています。



市ホームページ



YouTube

■問い合わせ先

市長戦略部秘書室（電話0279-22-2182）

室長 後藤 正己（内線2411）

広報戦略係長 熊迫 徳三（内線2419）